

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、その人の人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶ちません。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪が続いています。

昨年3月、静岡・袴田事件で捜査機関による証拠の捏造を認める画期的な再審開始決定が確定しました。死刑が確定しながら、再審で無罪となったのは、免田、財田川、松山、島田事件に続き、戦後5件目です。無実の人を誤って5人も殺しかねなかった冤罪を生んだ責任は、司法だけでなく、立法府にもあります。東京高裁決定は、袴田事件は、あらためて再審法の改正（刑事訴訟法の一部改正）が喫緊の課題であることを示しています。

再審は、無事が救済される最後の砦です。しかし、再審開始が認められて無罪になる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情です。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことにあります。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当時者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものでした。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。袴田事件では、静岡地裁の再審開始決定に対して検察が不服を申し立てたことによって再審開始が確定するまで9年の歳月が浪費され救済が遅れています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年に一審無罪判決、2005年には再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申し立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。こうした悲劇を繰り返さないためには、公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明白です。

再審法制における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題であり、誤った有罪判決を受けている無事の者を迅速に救済するために、下記のとおり再審法制の改正を行うよう強く求めます。

記

- 1 再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）がいたずらに行われることのないよう制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議長 原 源 次

(宛先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣